

## 今月の言葉

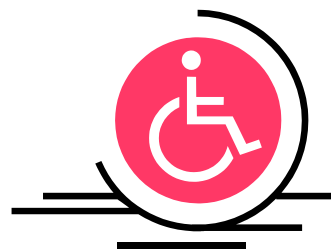
うまく使えば時間はいつも充分にある **総務部**

## 障害者手帳をご存知ですか？

身体などに障害がある人が普段の生活がしやすく、また社会活動に参加できるようにさまざまな福祉サービスがあります。

- ①鉄道運賃やバスなどの公共交通機関の運賃の割引
- ②有料道路料金の割引
- ③住民税や所得税の控除、自動車税・自動車取得税の減免などの税金の軽減制度 など

これらのサービスは「身体障害者手帳」(身体障害)や「療育手帳」(知的障害)を取得している人が、その障害等級に応じて受けることができます。障害者手帳についての詳しいことは、障害者自立支援事業所「フトゥーロ」(Tel053-488-7007)へお問い合わせください。



## シンセロより

伸栄を退社後も口座振替で自動車保険を継続して下さるお客様がいますが、結局口座から引き落としが出来ずに保険解除となってしまうケースが最近多いです。

その場合は当然発行された証券は無効となり次回他代理店にて自動車保険に加入する際、等級調査・契約訂正等でお客自身に煩わしい手続きが発生する可能性がありますので今一度ご注意ください。



## 確定申告のお知らせ

今年も確定申告が下記のとおり実施されます。この期間は、税務署内には確定申告会場を設けておりません。開設している日は基本的に平日ですが、一部日曜日も開設しております。確定申告の必要な方は、仕事に影響のない日曜日に行くようにしましょう。今年は混雑緩和のため、確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要となります。(下記アドレス参照)

[https://www.nta.go.jp/about/organization/nagoya/topics/tokushu/pdf/06201204\\_03.pdf](https://www.nta.go.jp/about/organization/nagoya/topics/tokushu/pdf/06201204_03.pdf)

会場	アクトシティ浜松 展示イベントホール (浜松市中区中央3-12-1)
開設期間	2月16日(火)～3月15日(月) ※2月21日・28日の日曜日は、開設しています。
受付時間	午前9時～午後4時

また、感染リスク軽減のため「ご自宅からのe-Tax」を利用しましょう。国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力することにより、確定申告書を作成することができます。作成した申告書はe-Taxを利用して提出することができます。また、印刷して郵送等により提出することもできます。(下記アドレス参照)

<https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctrl>